

令和7年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年12月24日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
㊟ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
㊟ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	㊟ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 15名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 覚二
㊟ 山口 康明	㊟ 長谷川 壽幸	
㊟ 新見 哲也	㊟ 高田 良彦	○ 渡口 学
㊟ 小林 重喜	○ 松崎 美喜雄	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
参事 吉田 倉也		
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 宮本 国男	2 番 瀬川 靖典	

【事務局長】

こんにちは。時間前ですが皆さんお揃いの様ですので、只今から令和7年12月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は農業委員4番末武委員、13番久保委員、16番金子委員、18番須藤委員、推進委員5番山口委員、6番長谷川委員、10番新見委員、11番高田委員、17番小林委員です。出席委員は定数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。なお、13番の久保委員につきましては、お母様がお亡くなりされたということで欠席となっておりますことをお知らせいたします。令和7年最後の総会となりました。季節外れの陽気がある時もあれば、朝夕が冷たい日もあり体調管理が大変難しい季節だなと感じているところです。先日は市内で建物火災がありまして全焼するという悲惨なニュースもありました。年末年始、お互いに健康にも事件事故にも気を付けて過ごしていきたいと思います。それでは会長の挨拶をいただき12月の総会に入りたいと思います。

【会長】

皆さん、こんにちは。師走に入り、ますますご多忙のことかと拝察いたします。さて、先月は2つの大きな大会に参加しました。1つは、11月18日と19日に長崎市で開催された「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」です。松浦市農業委員会の3名の女性委員さんを含め、約390名の参加がありました。1日目の講演の講師は、内村周子さん、体操の内村航平選手のお母さんでした。講演の中で「農業では笑顔で作ると美味しい物ができる」と言われたことが強く印象に残りました。実際に実行するのは難しいですが、農業に限らず、どんな仕事でも「嫌々やらずに笑顔でやればいい仕事ができる」のかもしれない。もう1つの大会は、11月26日と27日に東京で開催された「全国農業委員会会長代表者集会」です。全国から1800名の参加がありました。来賓として、鈴木憲和農水省大臣が出席されました。小泉進次郎前大臣より1歳若い43歳です。元農水省職員で農政に精通されているようです。挨拶の中で「地域計画のブラッシュアップ（見直し）が必要で完成度を高めて欲しい。できれば農水省職員を現場に派遣したい」と言われ、やる気を感じました。いよいよ今年度末の3月まで残り3か月となりました。今後も引き続き農家への声掛け、農地の見守りなどの日常活動と、活動記録の徹底にご尽力いただければと存じます。結びになりましたが、新年におきまして、委員の皆様が健康で実り多い1年を過ごされますようご祈念申し上げます。

【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員1番、宮本委員、同じく2番、瀬川委員をお願いします。続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。1件ございます。貸人、大村市宮小路3丁目■■番地■■氏と借人、御厨町上登木免又■■番地■■相続人の■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっております。農地の表示は、御厨町上登木免字祝口■■番から■■番までの田4筆、合計面積は4,040㎡です。■■氏が亡くなったあと、しばらく耕作されずにいたようですが、今回、新たな借り手に貸し付けることになったため解約となっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出(相続)でございます。1件ございます。被相続人は御厨町下登木免■■番地■■氏、相続人は愛知県刈谷市野田町陣戸池■■氏です。農地の表示は御厨町北平免字残松■■から御厨町上登木免字大野谷■■番までの畑27筆、合計面積15,364.39㎡です。被相続人の■■氏は令和7年1月16日に亡くなられて、相続人の■■氏から令和7年4月10日に相続登記が完了したということで、令和7年12月12日に届出があり、同日受付をしております。

議案書は2ページをご覧ください。提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条関係で、所有権移転が5件、証明関係で土地改良法第三条資格

者証明が4件、意見書関係で、時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案が1件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が全部で20件、内10件が農業委員関係分となっております。また荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかの決定についてが1件ございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。無いようですので、付議事項に入ります。3ページ議案第56号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第56号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明させていただきます。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。事件番号1です。譲渡人は、兵庫県揖保郡太子町常全■■■■氏、譲受人は、鷹島町三里免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、鷹島町三里免字古池■■■■・畑・778㎡ほか5筆で、計6筆の面積6,583㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏はご夫婦で認定農業者であり、葉タバコや水稲を栽培されております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間300日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。なお、本日、欠席されている久保委員より本件に関し事前にご意見を伺っております。■■■■さんは認定農業者でもあり農地の譲受人としては特に問題ないとのことですので、申し添えます。

次に事件番号2です。譲渡人は、御厨町郭公尾免■■番地■■■■氏、譲受人は、御厨町郭公尾免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、御厨町郭公尾免字グルキ■■番・田・1,699㎡ほか2筆で、計3筆の面積3,335㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■さんは息子さん認定農業者であります。ご自身も一緒に農業をされており、繁殖牛のほか水稲も作付けされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間300日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

次に事件番号3です。譲渡人は、群馬県前橋市亀里町■■■■氏、譲受人は、福島町端免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、福島町端免字江切場■■番・田・1,992㎡です。申請事由は、譲受人の■■■■氏は申請地の現在の耕作者であり、今回、双方で合意がなされ経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稲を作付けされ精力的に農業に取り組まれております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

次に事件番号4です。譲渡人は、群馬県前橋市亀里町■■■■氏、譲受人は、福島町端免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、福島町端免字江切場■■番・田・1,415㎡ほか1筆で、計2筆の3,486㎡です。申請事由は、譲受人の■■■■氏は申請地の現在の耕作者であり、今回、双方で合意がなされ経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稲を作付けされ精力的に農業に取り組まれております。農業従事者は3名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

最後に事件番号5です。譲渡人は、群馬県前橋市亀里町■■■■氏、譲受人は、福島町端免■■番地■■■■氏です。土地の所在は、福島町端免字セキウト■■番・田・2,143㎡です。申請事由は、譲受人の■■■■氏は申請地の現在の耕作者であり、今回、双方で合意がなされ

経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者でありませんが、水稻を作付けされ精力的に農業に取り組まれております。農業従事者は3名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、5件について皆さまのご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番については事務局より久保委員の意見について説明がありました。次に事件番号2番について、農業委員3番、松本委員をお願いします。

【松本由委員】

農業委員3番の松本です。■■さんと■■■さんは親戚関係ということもあり、■■■さんの所では2人の方で精力的に従事なさっています。大丈夫かと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございます。事件番号3番から5番について、推進委員13番松尾委員をお願いします。

【松尾委員】

推進委員13番松尾です。3名とも事務局から説明がありましたとおり、以前から耕作をしておられまして、引き続きそのまま買うということになったようです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【議 長】

はい、地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、無いようですので議案第56号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については決定するものといたします。

続きまして5ページ、議案第57号土地改良法第三条資格者証明についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第57号土地改良法第三条資格者証明について説明させていただきます。本件については現在、志佐町と今福町にある2つのため池で県営の防災重点農業用ため池緊急整備が予定されておりますが、この事業計画の申請のためには、土地改良法第三条の資格を有する者の3分の2以上の同意が必要となっております。この土地改良法第三条資格者とは、簡単に申しますとため池を使用する農地の所有者または耕作者のことで、事業を実施するためには農地の所有者や耕作者の同意が必要ということです。本件は、6ページから9ページの4名が、ため池を利用する農地の所有者または耕作者であるか、つまり土地改良法第三条の資格者であるかどうかについて農林課より証明依頼がっておりますので、本総会で審議をし、証明するか否かを決定するものです。

事前に事務局において、この4名が資格者であるかどうか確認しました。その結果、全ての者が所有者又は耕作者であることを確認しましたので、本案件については、土地改良法第三条資格者であると証明して差し支えないものと考えます。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

はい、事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第57号土地改良法第三条資格者証明については、対象者への証明書を発行するものとしたします。

続きまして10ページ、議案第58号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第58号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は10ページから32ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AtoAの契約が1件、AtoBの契約が9件の計10件の計画となっております。また、最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の受け手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いたします。

【会 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので、ご確認をお願いします。

はい、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第58号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして33ページ、議案第59号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

ここで、山内委員の退席をお願いします。

【事務局】

議案第59号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は33ページから46ページをご覧ください。農業委員関係分になります。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。すべてAtoBの契約で計10件の計画となっております。また、最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の受け手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりたいと思います。ご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

なければ議案第59号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。山内委員、入室をお願いします。

続きまして47ページ、議案第60号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第60号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。長崎地方
法務局平戸支局登記官より、時効取得を原因とする権利の移転登記が行われた旨の通知を受けま
したので、農林水産省構造改善局長通知通達により意見を決定するものでございます。まず、時
効取得ですが、民法162条第1項に規定がございまして農地の場合、所有の意思を持って平穏かつ
公然と他人の農地を20年以上占有すると、その農地の所有権を取得できるという制度でございま
す。この農地の時効取得があった場合は、その時効取得が時効取得完成の要件を備えているかど
うか、このことについて農業委員会総会にて意見を決定することとなっております。通知の内容
ですが登記の義務者が鷹島町三里免■■番地、■■氏と登記権利者は鷹島町三里免■■番地、■■
■■氏でございます。農地の表示は鷹島町三里免字石垣■■畑3187㎡、1433番2畑966㎡、
鷹島町三里免字古池■■畑964㎡の3筆でございます。法務局の受付年月日は令和7年11月17
日、受付番号は■■号、登記原因及び日付は、平成15年6月5日時効取得でございます。本件に関
しまして時効取得となった経緯、このことを登記権利者であります■■さんに伺っておりま
す。■■さんによりまして20年以上前からずっと管理をされていたということで、今回、時効取
得によって■■さんが農地の所有権を取得されることとなったということでお話を聞いたと
ころでございます。このことからしまして、20年以上の所有の意思を持って平穏かつ公然と所有
していることが認められますので、時効取得の完成要件を備えていると考えております。従いま
して本時効取得は妥当であるというふうに考えているところです。なお、本日ですね地元委員の
久保委員が欠席をされておりますけれども、このことにつきましても事前にご意見を伺っており
ます。20年以上も■■さんが管理をしていたことを確認をしているということで問題ないという
ようなご意見でございます。本件につきまして、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。地元委員の久保委員の意見については、事務局より説明がありま
した。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無ければ、議案第60号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については、意見
を決定するものいたします。

続きまして48ページ、議案第61号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当
するか否かの決定についてを議題といたします。

【事務局】

スライドの準備を行いますのでしばらくお待ちください。

議案第61号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定につ
いて説明をさせていただきます。前方にスライドを用意しておりますので、そちらをあわせてご
覧ください。番号1について、申出人は松浦市御厨町狩原免■■番地 ■■氏で、土地の所在地
は御厨町狩原免字古木ノ辻■■番・畑・6、027㎡です。12月15日に事務局と山内委員で現地を確
認しました。申請者による長年耕作しておらず原野化しているとのこと。申請地は、周囲が
防風林と思われるヒノキに囲まれておりました。元々みかん園であったとのことですが、全体的
に雑木等が繁茂し特に南側は山林化した様相を呈しており、昔みかん園であった当時の様子は確
認できませんでした。この様な状況から農地への復旧は困難で、仮に農地へ復旧したとしても継
続した営農の見込みがないことから現況を「原野」として非農地とすることが妥当であると考え
ます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思いますが、1番について農業委員17番山内委員に地元委員の意見をお願いします。

【山内委員】

17番山内です。12月15日に農業委員会事務局と共に農地の原野化ということで現地確認を行いました。25年前くらいまでミカンのハウス栽培をされていたとのこと。今はもう雑草はもちろんの事、木が生い茂っていました。原野が妥当かと思われ。皆様のご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

【野中委員】

はい。農業委員15番の野中でございます。10月の現地確認の際にですね、この辺は工業用地の予定があるという付近だったと思われるんですけど、こうゆうことかなと思ってるんですけど、以前から25年前から分かっていればですよ、もう少し何か手立てがあったのではないかなと思うんですけど、原野化というのはかなり前から進んでいて、今回、私も10月の現地確認の際に工業団地の予定があるよということで聞いて取りましたので、そこだと腑に落ちないものでお尋ねいたします。

【議 長】

工業用地の予定があるということで、その関係ですね。事務局から何かありますか。

【事務局】

ここがこうゆう状態だからずっと前から非農地判断をするべきだったんじゃないかという趣旨ですか。

【野中委員】

そうではなくて、もう少し今の現時点で、する前にこうゆう手続きがあったんじゃないかなと思うんですよ。今、工業用地として使用されるのか分かりませんが、そういう話があったものですから気になって。

【事務局】

今回、申請地ですねここを工業団地の一部として利用するということが分かりました。分かったことで農地のままだと農地転用の手続きがいるんですけど、現地を確認した時に荒廃農地のような状態であれば、農地法で言う農地ではないので、今回の非農地の判断をもって工業用地として利用できるだろうということで、今回の非農地の申出があったところ。いずれにしても西部工業団地（仮称）の話が出てきて初めて私たちもこういう状態であったということを確認したものですから、それを工業団地にどうするかと考えて農振の除外の関係の現地確認もそうですし、今回の非農地申出ということで、そういう事務手続きを順番にやってきたという次第です。

【議 長】

今のような案を説明の手順で事務手続きを行ってきたということですね。野中委員さんよろしいでしょうか。

【野中委員】

はい。

【議 長】

はい、ありがとうございます。それでは、他に今の第61号議案についてご質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、無ければ議案第61号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものといたします。

以上をもちまして本日の付議事項について、審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【協議及び事務連絡】

- ・農業委員会だより（第28号）の発行について
- ・相続登記の義務化チラシの配布
- ・農業者年金加入推進チラシの配布
- ・農業委員会新年会について（1月定例会終了後）
- ・就農相談会の開催について（1/5）
- ・遊休農地の草刈り作業について（1/19）
- ・市長選・市議会議員選挙活動について（注意喚起）
- ・タブレットの現地確認アプリのバージョンアップについて
- ・活動記録簿の提出徹底について

【議 長】

はい、協議事項の説明が終わりました。来月の総会は、令和8年1月27日(火)となっております。時間が変わりまして15時です。いつもと違いますのでご注意ください。それでは本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 26 分